

社会福祉法人多久市社会福祉協議会訪問介護事業所事業計画

1 基本方針

介護保険法に基づく法令の主旨に従い、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

2 事業内容

介護保険法に規定されている「訪問介護事業」を適正に実施する。

① サービス申し込みの調整

- ・新規ケース受付
- ・初回の実施調査（アセスメント）の実施
- ・介護支援専門員よりサービス提供を受け取る
- ・利用にかかわる契約書・重要事項説明書作成
- ・支払い方法（自動引き落とし等）の手続き
- ・介護保険以外における申し込み対応（総合支援事業・生活管理・障害者自立支援・移動支援・さわやか）

② 訪問介護計画書の作成

- ・居宅サービス計画書の理解
- ・利用者のニーズを評価及び訪問介護計画書作成
- ・担当スタッフに渡す書類作成

③ 訪問介護計画書の説明

- ・利用者または家族へ訪問介護計画書を説明
- ・契約書の作成と契約
- ・初回訪問の同行とサービス内容確認

④ サービスの提供

- ・担当利用者へのサービス提供
- ・緊急の必要性によりサービスの提供
- ・スタッフの勤務調整

⑤ サービス提供後の状況把握

- ・サービス提供後と訪問後の訪問介護計画の変更と調整、業務日誌の確認
- ・定期訪問によるモニタリング

⑥ 関係機関との連携、サービス担当者会議への参加

- ・サービス担当者会議の参加・実施の呼びかけ
- ・介護支援専門員・相談支援員への報告、連絡、相談等
- ・他事業所との連絡調整

⑦ 報酬請求

- ・実績入力

- ・請求書作成
 - ・システムによる管理・請求（自立支援）
 - ・市からの委託事業（移動支援・生活管理）
- ⑧ 訪問介護員勤務表作成
- ⑨ 定期会議・研修
- ・新人ヘルパー初任者研修
 - ・月2回のヘルパーミーティング
 - ・研修会の参加、施設内研修会の開催
 - ・支援センター会議への参加
 - ・地域ケア会議への参加
- ⑩ 利用者からの相談及び苦情処理
- ・マニュアル作成とそれに沿った対応